

山梨県高齢者居住安定確保計画(平成30年度～平成35年度)(素案の概要)

第1章 計画の背景、目的

1 計画の背景

- ・高齢者の増加とともに、単身・夫婦のみの高齢者や、要介護・要支援等の高齢者の増加が見込まれる。
- ・高齢者の居住の安定確保のためには、高齢者の住まいを確保するとともに、高齢者が安心して生活できるよう、介護サービスや生活支援サービス等の高齢者居宅生活支援体制を確保することが必要である。

2 計画の目的

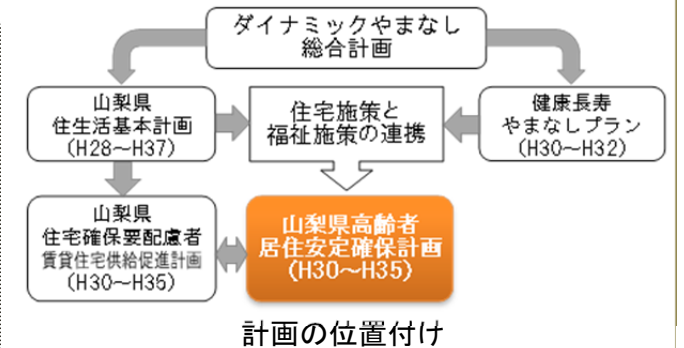
高齢者の住まいについて、建物等のハード面とサービス等のソフト面を一体的に捉え、住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開することを目的とし、「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画として策定する。

また、山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画と連携し、施策を進める。

3 計画の期間 平成30年度～平成35年度(6カ年)

山梨県の高齢者のデータ

- 高齢者人口: 235千人(平成27年)→257千人(平成47年推計) [国勢調査 他]
- 高齢者のみ世帯(単身・夫婦のみ)数: 80千世帯(平成27年)→88千世帯(平成47年推計) [日本の世帯数の将来推計]
- 要介護・要支援等の対象者: 51千人(平成29年)→55千人(平成35年推計) [介護保険事業状況報告 他]



第2章 高齢者を取りまく状況と課題

高齢者を取りまく状況

- ・高齢化の進展と高齢者を支える世代の人口の減少
- ・高齢者のみ世帯(単身・夫婦のみ)の増加
- ・9割を占める高齢者世帯の高い持ち家率
- ・進む持ち家のバリアフリー化
- ・高齢期も住み慣れた住宅での居住継続の希望
- ・高齢者の住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備
- ・賃貸住宅を望む声

課題

- ・高齢者のみ世帯(単身・夫婦のみ)への支援
- ・良質な持ち家ストックの確保と借家の最低居住面積水準の向上
- ・住み慣れた住まいでの居住継続支援と多様な住まいの確保
- ・ケア付き公的賃貸住宅のストック活用とサービス付き高齢者向け住宅の確保

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた基本的方針

1 基本理念と施策の方向性

基本理念

「高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心していきいきと暮らし続けることができる住まいの確保」

施策の方向性

- 高齢者が安心して住み続けられる住まいの供給の促進
- 高齢者の居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築
- 高齢者が安心して暮らせる地域福祉の推進

2 高齢者向け賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の目標

- サービス付き高齢者向け住宅 1,448戸(H29)→2,298戸(H35)(+850戸)
- 特別養護老人ホーム 4,766人(H29)→5,268人(H32)(+502人)
- 認知症高齢者グループホーム 1,022人(H29)→1,139人(H32)(+117人)
- 高齢者向け優良賃貸住宅等 現状程度(H32)

※特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームは、健康長寿やまなしプラン(H30～H32)による定員数

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み ※ 主なもの

1 高齢者に対する賃貸住宅の供給の促進及び老人ホームの計画的な整備

- ① 公営住宅の建替え等において、高齢者単身・夫婦用タイプの住宅供給も進めるとともに、高齢者の優先入居制度等により高齢者の住宅セーフティネットの形成を図る。
- ② サービス付き高齢者向け住宅については、制度周知と国直接補助事業の活用、市町村のCCRC構想への支援等で供給の促進を図る。
- ③ 新たな住宅セーフティネット制度を活用することにより、居住支援協議会と連携し、入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進する。
- ④ 居宅において生活することが困難な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、健康長寿やまなしプランに基づき高齢者の多様なニーズに対応する施設の整備を促進する。

2 高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化

- ① サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の適正な運用と、適正な管理が行われるように、住宅部局と福祉部局が連携して事業者への指導・監督を行う。
- ② サービス付き高齢者向け住宅について、制度の適正な運用を図るため、運営方針等の情報の登録・公開を促進するとともに、インターネット等で幅広く、分かりやすい情報提供を推進する。

3 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進

- ① 公営住宅の建替え等により、エレベーターの設置、室内段差解消等のバリアフリー化を推進する。
- ② 持ち家のバリアフリー化、民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進を図る。

4 高齢者が居宅等で安心して生活するための支援

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようにするため、健康長寿やまなしプランに基づき、地域包括ケアシステムを深化・推進させていく取り組み等を支援する。
- ② 認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、認知症の人や家族への支援を行うとともに、地域での見守り体制の強化及び充実等を図る。
- ③ 高齢者を始めとした住宅確保要配慮者に寄り添える環境を整えるため、居住支援協議会の活動や市町村との連携を図る。

5 その他の高齢者の居住の安定確保に関して必要な事項

- ① 高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務の推進、高齢者の持ち家の耐震化の促進を図る。
- ② 被災された高齢者の居住を確保するため、応急仮設住宅の供給等に係る体制を整える。

第5章 計画の実現に向けて

- 1 計画の推進体制 ○ 住宅施策と福祉施策の連携体制・市町村との連携等の強化
- 2 計画の進行管理 ○ 施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を的確に実施

高齢者の居住の安定確保